

(2) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の特定施設に対する特例措置の拡充及び延長（事業所税）

内 容

民間活力の導入による特定施設整備を促進するため、民活法の特定施設に係る特例措置の適用期限を一定の見直しのうえ2年延長する。また、廃棄物埋立護岸の延命化を図るとともに広域循環都市の形成等による都市再生を推進するため、港湾において整備される「廃棄物等の減量化施設」を対象施設に追加する。

(延 長)

事業所税：新增設 非課税

資産割 課税標準 5年間1/3控除

(拡 充)

対象施設に「廃棄物等の減量化施設」を追加

施設の例

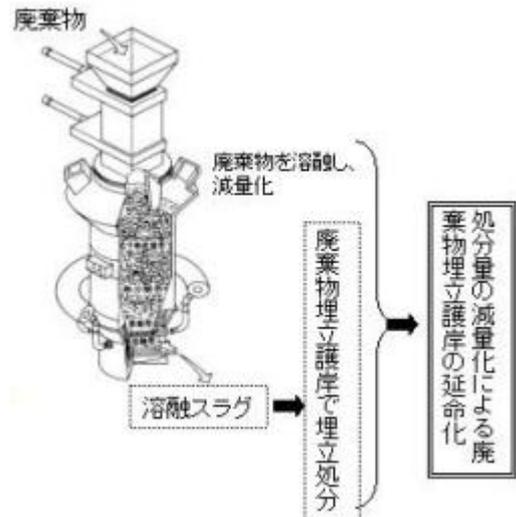
(溶融施設)

廃棄物を溶融することにより
高度に減量する機能を有する施設

(分級施設)

建設発生土等を分級により選別
することにより高度に減量する機
能を有する施設

<廃棄物溶融施設の概要図>



減量化施設を活用した廃棄物処理

